

平成30年度第2四半期求職者支援訓練実施計画

香川労働局職業安定部
訓練室

7月開講コースの認定申請受付期間：平成30年 4月 2日～同年 4月13日
 8月開講コースの認定申請受付期間：平成30年 4月 9日～同年 4月20日
 9月開講コースの認定申請受付期間：平成30年 4月16日～同年 4月27日

訓練分野	第2四半期						
	7月開講コース		8月開講コース		9月開講コース		
	定員数		定員数		定員数		
計画総合計	150						
基礎	地域区分	高松市地域	その他地域	高松市地域	その他地域	高松市地域	その他地域
	地域人数	15	15	0	0	30	15
	基礎コース合計	30		0		45	
	基礎新規枠	15					
	基礎コース計画枠	75					
実践	介護合計	15					
	介護系	0		0		15	
	医療事務合計	15					
	医療事務	0		0		15	
	情報合計	0					
	情報系	0					
	営業合計	15					
	営業販売事務	15		0		0	
	地域ニーズ合計	15					
	<地域ニーズ> 販売・マーケティング分野	15					
	その他合計	15					
	その他	15		0		0	
	実践新規枠	15					
	実践月計	45		0		30	
実践コース計画枠	75						

※1 情報系・地域ニーズ枠についてはいずれの複数月間で活用可能な定員です。実践月計は7月に計上していますが、その他の月に設定可とします。なお、これ以外の分野等においては上表の定員枠となります。

※2 実践コースの新規参入枠は、地域ニーズ枠を除く各分野の合算とし、共有の枠とします。

※3 1訓練科当たりの設定定員の数は15名以下とし、認定上限値が15名に達していない系(分野)については認定上限値以下とします。

※4 認定単位期間における一訓練実施機関が同一訓練施設で行う訓練の認定申請数の上限は、基礎コースは1訓練科までとし、実践コースは分野を問わず2訓練科までとします。

※5 実績枠と新規参入枠が競合した場合、新規参入枠を優先とし、次に実績枠の順で交互に選定するものとします。

※6 基礎コースの訓練実施地域については、地域ごとに選定するものとし、地域に余剰定員が生じた場合は地域間において活用するものとします。

※7 実践コースの全国共通系(分野)である「介護系(分野)」、「医療事務系(分野)」及び「営業・販売・事務系(分野)」において、余剰定員が生じた場合は同一認定単位期間内の「その他系(分野)」で活用します。但し、地域ニーズ枠は除きます。

※8 基礎コース及び上記7を考慮した実践コースにおいて認定数に余剰が生じた場合は、次の認定単位期間の基礎コース・実践コース(同一訓練分野)に余剰定員を繰り越します。

※9 地域ニーズ枠は販売・マーケティング分野とします。

【認定申請に係る留意事項】

① 認定申請は月ごとに受付をします。

② 認定申請書類を受理後に認定基準を満たさない場合は、その旨と内容を申請者に確認の上、補正を指示します。不備等が是正され完成した申請書類の到着が補正期限に間に合わない場合は、当該認定単位期間における認定の対象外となりますのでご注意願います。ただし、チェック欄の記載漏れ等記載内容の大幅な修正でない場合は、申請者に了解を得た上で、当支部が赤字修正する場合があります。

③ 申請内容が抽象的である場合、又訓練内容の特殊性から、認定基準に合致しているか判断しがたい場合には、申請者に対して確認するとともに、定められた申請書類及び添付書類以外の提出の書類を必要に応じて求める場合があります。また、必要に応じて現地確認を行うこともあります。